平成30年8月診療報酬改定対応 (高額療養費制度の見直し)

初 版

2018 年 7 月 25 日 日本医師会 ORCA 管理機構

= 改定履歴 =

初版 2018年7月25日

- (1) 負担金計算対応(窓口計算対応)を行いました。
- (2) レセプト対応(保険欄――部負担金、特記事項)は、平成30年8月末パッチで対応します。

■ 高額療養費制度の見直し

1. 改定の概要

高齢者の高額療養費算定基準額が変更となります。

2. 高齢者の高額療養費算定基準額の見直し内容(施行日:平成30年8月1日)

(ア) 現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の算定基準を廃止した上で、次のとおり、適用区分 が細分化され、各区分の算定基準額が設定されます。

〈所得要件〉	〈算定基準額〉
標準報酬月額 83 万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
(課税所得690万円以上)	【140, 100円】
標準報酬月額 53 万~79 万円	167, 400円+(医療費-558, 000円)×1%
(課税所得380万円以上)	[93,000円]
標準報酬月額 28 万~50 万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
(課税所得145万円以上)	【 44, 400円】

【】は、多数回該当の金額

(イ) 一般所得者

外来療養に係る算定基準額が現行の14,000円から18,000円に引き上げられます。

※自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)の合計額に対して 144,000円の算定基準額が設けられていますが、この金額に変更はありません。 (年間の算定基準額については償還払い)

3. 高齢者の高額療養費算定基準額

平成29年7月診療分まで

	外来	入院	
現役並み所得者	44, 400 円	80,100円+(医療費-267,000)×1%	
		【44, 400 円】	
一般所得者	12,000円	44, 400 円	
低所得者(Ⅱ)	8,000円	24, 600 円	
低所得者(I)		15,000円	



平成29年8月診療分~平成30年7月診療分まで

	外来	入院	
現役並み所得者	57, 600 円	80, 100 円+(医療費-267, 000)×1%	
		【44, 400 円】	
一般所得者	14,000円	57, 600 円	
	(144,000円)	【44, 400 円】	
低所得者(Ⅱ)	8,000円	24, 600 円	
低所得者(I)		15,000円	



平成30年8月診療分以降

		外来	入院
現役	標準報酬月額	252, 600 円+ (医療費-842, 000 円) ×1%	
並み	83 万円以上		[140, 100 円]
所得	標準報酬月額	167, 400 円+(医療費-558, 000 円)×1%	
者	53 万~79 万円	[93,000円]	
	標準報酬月額	80, 100 円+(医療費-267, 000 円)×1%	
	28 万~50 万円	[44, 400 円]	
一般所	f得者	18,000円 57,600円	
		(144,000円)	【44, 400 円】
低所得	身者(Ⅱ)	8,000円 24,600円	
低所得	}者(I)	15,000円	

【】は、多数回該当の金額

() は、自己負担額の年間(前年8月1日から7月31日までの間)の合計額に対する 算定基準額(償還払い)

4. 高齢者の高額療養費算定基準額(75歳到達月)

平成29年7月診療分まで

	外来	入院	
現役並み所得者	22, 200 円 40, 050 円+(医療費-133, 500)		
	【22, 200 円】		
一般所得者	6,000円	22, 200 円	
低所得者(Ⅱ)	4,000円	12, 300 円	
低所得者(I)	7, 500 円		



平成29年8月診療分~平成30年7月診療分まで

	外来	入院	
現役並み所得者	28,800 円 40,050 円+(医療費-133,500)×		
		【22, 200 円】	
一般所得者	7,000円	28, 800 円	
		【22, 200 円】	
低所得者 (II)	4,000円	12, 300 円	
低所得者(I)	7, 500 円		



平成30年8月診療分以降

		外来	入院
現役	標準報酬月額	126, 300 円 + (医療費-421, 000 円) × 1%	
並み	83 万円以上	I	【70, 050 円】
所得	標準報酬月額	83, 700 円 -	ト(医療費-279,000円)×1%
者	53 万~79 万円	【46,500円】	
	標準報酬月額	40,050円+(医療費-133,500円)×1%	
	28 万~50 万円	【22, 200 円】	
一般所	听得者	9,000円 28,800円	
		【22, 200 円】	
低所得	尋者(Ⅱ)	4,000円 12,300円	
低所得	尋者(I)	7, 500 円	

【】は、多数回該当の金額

5. 高齢者の特定給付対象療養(法別 51, 52, 54 を除く全国公費)の高額療養費算定基準額

平成29年7月診療分まで

(外来) 12,000円 (入院) 44,400円 (75歳到達月は、2分の1の額)



平成29年8月診療分~平成30年7月診療分まで

(外来) 14,000円 (入院) 57,600円 (75歳到達月は、2分の1の額)



平成30年8月診療分以降

(外来) 18,000円 (入院) 57,600円 (75歳到達月は、2分の1の額)

6. 高齢者の特定疾患給付対象療養(法別51,52,54)の高額療養費算定基準額

高齢者の高額療養費算定基準額に準ずる金額 (75歳到達月は、2分の1の額)

7. 高齢者現役並み所得者の限度額適用認定証について(被保険者からの申請により交付) 平成30年8月以降

〈所得要件〉	〈適用区分〉
標準報酬月額83万円以上	【限度額適用認定証の交付なし】
(課税所得 690 万円以上)	
標準報酬月額 53 万~79 万円	現役並みⅡ又は現役Ⅱ
(課税所得 380 万円以上)	
標準報酬月額 28 万~50 万円	現役並みI又は現役I
(課税所得 145 万円以上)	

<補足>高齢者低所得者の限度額適用・標準負担額減額認定証

〈所得要件〉	〈適用区分〉
低Ⅱ	П
低I	I

8. 高齢者の特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証について 平成30年7月まで 平成30年8月以降

〈所得要件〉	〈適用〉
標準報酬月額 28 万以上	IV
(課税所得 145 万円以上)	
標準報酬月額26万円以下	Ш
(課税所得 145 万円未満)	
低Ⅱ	П
低I	I



〈所得要件〉	〈適用〉
標準報酬月額83万円以上	VI
(課税所得690万円以上)	
標準報酬月額 53 万~79 万円	V
(課税所得380万円以上)	
標準報酬月額 28 万~50 万円	IV
(課税所得145万円以上)	
標準報酬月額26万円以下	Ш
(課税所得145万円未満)	
低Ⅱ	П
低I	I

- 9. 高齢者現役並み所得者(3割の方)の患者登録について 高齢者現役並み所得者で、限度額適用認定証が提示された場合、あるいは、特定医療費 受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合は、患者登録一公費欄に以下の内容 を入力し、登録を行ってください。 ※保険番号マスタ「946高齢者現役」は、マスタ更新で提供します。
 - (1) 限度額適用認定証(適用区分(現役並みI又は現役I))、あるいは、 特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分(IV))が提示された場合
 - ◎ 公費の種類に「946 高齢者現役」を入力
 - ◎ "1"(全角)又は、"1"(半角)を上記公費の受給者番号欄の1文字目に入力
 - ※この登録がある場合、標準報酬月額 28 万~50 万円 (課税所得 145 万円以上)の 該当者とみなします。

日医標準レセプトソフト 2018 年 8 月改正

(2) 限度額適用認定証(適用区分(現役並みⅡ又は現役Ⅱ))、あるいは、 特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分(V))が提示された場合

- ◎ 公費の種類に「946 高齢者現役」を入力
- ◎ "2"(全角)又は、"2"(半角)を上記公費の受給者番号欄の1文字目に入力
- ※この登録がある場合、標準報酬月額53万~79万円(課税所得380万円以上)の 該当者とみなします。
- (3) 限度額適用認定証の提示がない場合、あるいは、 特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分(VI)) が提示された場合
 - ◎ 「946 高齢者現役」の登録は不要

<重要>

高齢者現役並み所得者で、「946 高齢者現役」の登録がない場合、又は、 登録はあるが受給者番号欄の入力が上記以外の場合は、 標準報酬月額83万円以上(課税所得690万円以上)の該当者とみなします。

- 10. 保険組み合わせについて 「946 高齢者現役」は保険組み合わせに含めません。
- 11. 「946 高齢者現役」の登録がある患者の検索について 13 照会業務で検索が可能です。
- 12. 高額療養費の多数回該当の入力方法について

公費の種類に「965高額4回目」を入力 (従前からの変更はありません)

13. 特定疾病給付対象療養(法別51,52,54)の高額療養費の多数回該当の入力方法について (入院のみが対象)

公費の種類に「958 特疾4回目」を入力 (従前からの変更はありません)

14. 高齢者の負担金計算(窓口計算)について 平成30年8月診療分以降は、新たな高額療養費算定基準額で負担金計算を行います。 従来と同様で入院・外来別に、各適用区分の算定基準額を適用し、負担金計算を行います。